

西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所		令和8年2月2日(月) 九州支社 2階会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)		笠間 清伸(九州大学)、田坂 幸(弁護士) 鍋嶋 隆志(弁護士)、藤林 大地(西南学院大学) 前越 俊之(福岡大学)、吉武 哲信(九州工業大学)	
審議対象期間		令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出案件／対象件数		5件/84件	件名等
工 事	一般競争入札	0件/0件	—
	条件付一般競争入札	2件/19件	・長崎自動車道 佐賀大和IC資機材倉庫新築工事 ・令和7年度 沖縄自動車道 金武IC～石川IC間横断管補修工事
	指名競争入札	0件/0件	—
	随意契約	1件/1件	・東九州自動車道 福良 ^{ふくら} 工事(その2)
調査等		1件/25件	・佐世保道路 千 ^{ひづくし} 尽地区日照阻害調査算定業務
維持管理役務及び 物品・役務		1件/39件	・令和7年度 九州支社管内 交通管理用道路巡回車購入

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
<p>◆入札監視事務局からの報告 令和7年度上半期 工事入札契約状況報告</p> <p>① 入札の平均参加者数が前年度の5.8者から今年度上半期では5.4者へ減少しているが、どういった理由であるか分析されているのか。</p>	<p>① 分析は行っておりませんが、明確な理由は持ち合わせておりませんが、減少理由の一例として、土木工事の中ではトンネル工事が比較的応募者が多い傾向ですが、対象期間内でトンネル工事の件数が少なかったことが影響している可能性があります。</p>
<p>◆入札・契約手続きの運用状況等の報告</p> <p style="text-align: center;">—</p>	—

<p>◆抽出案件①の審議 【長崎自動車道 佐賀大和 I C 資機材倉庫新築工事】</p> <p>① 技術審査会資料において記載のある「余裕期間」とはなにか。また、設定有無によりどのようなメリットが生じるのか。</p> <p>② 3者応札されたが、契約制限価格を下回った者は1者のみである。入札前価格見積方式を採用されているにも関わらず2者が契約制限価格を超過している要因は何か。</p>	<p>① 余裕期間は最大で6ヵ月間の期間を設定できることとなっており、工事受注者はこの期間内であればいつでも工事着手可能となるもので、この期間内で必要な人材確保等が行えるといったメリットが考えられます。</p> <p>② 入札前価格見積の採用単価は、提出された3者の平均値を採用しておりますが、入札前価格見積の対象外の単価項目もございます。この単価については、各応札者が協力業者の見積等により個別に積算しているため価格に差が生じ、その結果、契約制限価格を下回った者が1者になったものと考えられます。</p>
<p>◆抽出案件②の審議 【令和7年度 沖縄自動車道 金武 I C～石川 I C間横断管補修工事】</p> <p>① 指名業者91者、公募業者4者中、応札者は3者で辞退者が多いが、本件工事の金額規模や工法等の内容が辞退の要因となっているのか。</p>	<p>① 辞退理由は、全ての者からヒアリングは出来ておりませんが、50数者は技術者を確保できない、という理由でした。工法自体は一般的な工法であり、金額規模も、それ自体を辞退理由とした者はいなかったため、技術者不足というのが主な要因であると考えております。</p>
<p>◆抽出案件③の審議 【東九州自動車道 福良工事（その2）】</p> <p>① その2工事として本体工事と分けた理由は契約変更の累計額が要領に定める率を超過する見込みとなったためとの説明であったが、増額の要因自体は本体工事の受注者側にあるのか。</p> <p>② 見積回数5回で決定しているが、見積回数として多く見える。どのような要因であるか確認しているか。また、積算はどのように行っているのか。</p>	<p>① 施工箇所において、異常降雨に伴うのり面の小崩落等が発生したため、工事の一時中止を行い、施工ステップの検討等を行ったことが主な要因であり、自然災害に起因するものであるため、受注者側に責はありません。</p> <p>② 積算については、当社要領に基づいて公表された公共労務単価等を用いて積算しております。5回見積を行った明確な理由は分かりませんが、受注者側もなるべく高い金額で受注したいということで、ギリギリの金額を狙った結果ではないかと思われれます。</p>

<p>◆抽出案件④の審議 【佐世保道路 千尽地区日照阻害調査算定業務】</p> <p>① 当該業務は調査等業務ということだが、工事のように「本支店、営業所」等の地理的条件の設定はないのか。</p>	<p>① 本業務においては地理的条件を設定しておらず、求める同種実績があれば全国どこの会社でも応募可能としております。</p>
<p>◆抽出案件⑤の審議 【令和7年度 九州支社管内 交通管理用道路巡回車購入】</p> <p>① 1者だけの応募となった理由はあるのか。</p> <p>② 購入する巡回車は、車種・メーカーを指定しているのか。</p> <p>③ 巡回車には標識等の架装部を搭載すると思うが、指定の塗装を施した車両本体の納入後に別で発注して改造するのか。</p>	<p>① 今回の発注において当社が求める仕様を満たす車両を取扱うメーカーは他にも存在しますが、結果的に1者になったものと推察しております。</p> <p>② 巡回車の車種・メーカーは指定しておらず、求める性能を満たす車両であれば、どこのメーカーでもよいこととしております。</p> <p>③ 標識装置等の架装部を含めての納入としておりますが、無線設備のみ車両納入後に当社で取り付けております。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>特になし</p>	